

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 7月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 27 号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第11条第1項第4号中「第6条第8号」を「第6条第11号」に改める。

第5号様式注以外の部分中「政健」を「協会」に改め，同様式注2中「政健」を「協会」に，「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

第6号様式注以外の部分中「条例第2条」を「京都市重度心身障害者医療費支給条例第2条」に，「第6条第8号」を「第6条第11号」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)